

令和7年度第2回
桑名市人材確保支援事業
(働きやすい環境整備・物価高騰対策) 補助金

【公募案内】

《公募期間》

令和7年10月 2日(木) 9時00分から

令和7年11月14日(金) 16時00分まで

《本申請受付開始》

令和7年10月14日(火) 10時00分より電子申請受付開始

《事前確認申込受付期間》

令和7年10月 2日(木) 9時00分から

令和7年10月31日(金) 16時00分まで

《補助事業実施期間》

令和8年2月6日(金) まで

※本年春に実施した第1回受付とは補助上限、補助対象経費等に差異はありますが、
第1回に採択された事業所は応募できません。

※本申請をされる方は必ず事前確認の申込をしてください。

※予算額の到達に伴い早期に申請の受付を締め切る場合があります。

※本申請後、書類審査を行い、不採択あるいは減額となる場合があります。

※同一事業者からの応募は、1回のみとなります。

なお、1事業者で2以上の申請はできません。2以上申請された場合は、全ての
申請を受け付けしません。

《申請方法》

申請書類の提出方法は**電子申請のみ**となります。

※採択された場合、事業終了後3年間は事業効果等を把握するために実施する
調査について協力いただきます。

《お問い合わせ先》 桑名商工会議所 補助金担当 電話 0594-41-5535 (補助金担当専用)

Email: kyousou@kuwanacci.or.jp ホームページ: <https://www.kuwanacci.com>

※お問い合わせは、土日・祝日を除く平日の 9時から正午まで・13時から16時まで

令和7年10月
桑名商工会議所

〔 目 次 〕

1	補助事業の目的	2
2	申請対象者	2
3	補助対象要件	3
4	申請手続きの概要	5
	(1) 公募期間	5
	(2) 事前相談	6
	(3) 事前確認の申込書類・申込先等	6
	(4) 本申請に必要な申請書類	7
	(5) その他申請に関すること	8
5	事業実施	1 0
6	事業報告	1 1
7	補助事業者の義務	1 1
8	問合せ先	1 2

1 補助事業の目的

桑名市内の中小企業等の安定的かつ持続的な企業活動と人材の確保を維持するために、中小企業等が実施する、多様な人材が働きやすい環境づくりのための当該事業所等の整備や、施設・設備改修に受ける「(建築・資材)物価高騰」の影響の軽減を目的として、桑名商工会議所が桑名市から補助金を受けて予算の範囲内において「第2回桑名市人材確保支援事業(働きやすい環境整備・物価高騰対策)補助金」を実施します。

2 申請対象者

桑名市内に主たる事務所又は事業所を有し、市税を滞納していない、また、雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者を申請時点で2名以上雇用している中小企業等

(1) 主たる事務所又は事業所とは

主たる事務所又は事業所とは、商業・法人登記簿・登記事項証明書、定款、規約などに記載している法人住所又は事業活動の拠点としての主たる事務所又は事業所のことをいいます。

(2) 中小企業等とは

中小企業等とは、次のいずれかに該当する者をいいます。

① 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業等

業種	下記のいずれかを満たすこと	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
① 製造業、建設業、運輸業 その他の業種(②～④を除く)	3億円以下	300人以下
② 卸売業	1億円以下	100人以下
③ サービス業	5千万円以下	100人以下
④ 小売業	5千万円以下	50人以下

② 次のいずれかに該当する者

中小企業等経営強化法第2条第1項第6号～8号に規定する組合等	企業組合、協業組合、事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であって、政令で定めるもの
中小企業等経営強化法第2条第6項に規定する一般社団法人	政令で定めるもの
右に掲げる要件を満たした特定非営利活動法人	① 法人税法上の収益事業(法人税法施行令第5条に規定する34事業)を行っていること ② 認定特定非営利活動法人でないこと ③ 常時使用する従業員が300人以下であること

(注) 中小企業基本法上の中小企業者に該当しない、社会福祉法人、医療法人、学校法人、農事組合法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、農業協同組合、生活協同組合、中小企業等協同組合法に基づく組合等のうち非営利法人、有限責任事業組合(LLP)は、この補助金の対象となりません(農業法人は対象となります。)

③従業員数について

本事業では、以下の方は「常時使用する従業員数」に含めないものとします。

- ・ 会社役員（ただし、従業員との兼務役員は「常時使用する従業員」に含まれます）
 - ・ 個人事業主本人及び同居の親族従業員
 - ・ 申請時点で育児休業中・介護休業中・傷病休業中又は休職中の社員
（法令や社内就業規則等に基づいて休業・休職措置が適用されている者）
 - ・ 以下のいずれかの条件に該当する、パートタイム労働者等
 1. 日々雇い入れられる者、2か月以内の期間を定めて雇用される者、又は季節的業務に4か月以内の期間を定めて雇用される者（ただし、所定の期間を超えて引き続き雇用されている者は「常時使用する従業員」に含まれます。）
 2. 所定労働時間が同一の事業所に雇用される「通常の従業員」の所定労働時間に比べて短い者
- （3）令和7年度第1回桑名市人材確保支援事業（働きやすい環境整備）補助金の採択事業所は今回の対象事業所から除かれます。

3 補助対象要件

（1）補助対象要件

- ① 市内に主たる事務所または事業所を有していること。
- ② 市税を滞納していないこと。
- ③ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者を申請時点で2名以上雇用していること。
- ④ 暴力団または暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有する者が経営等に関与していないこと。
- ⑤ 風俗営業法等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する営業またはこれに類する風俗営業等を行っていないこと。
- ⑥ 多様な人材が働きやすいよう市内事業所において新たに環境の整備または改修をすること。

（2）補助対象経費

中小企業等が多様な人材を確保するために、従業員のモチベーションの向上やコミュニケーションの活性化など、多様な人材のための働きやすい環境整備に必要な取組みに要する経費

※ただし、当該対象事業は、多様な従業員が活用するもので、住宅部分または顧客用部分との共用を区別できるものに限ります。

①次に掲げる、直接事業の様に供しない事業所内施設（お客様が利用するのでは

なく従業員のための設備)の壁面または床面の加工を含む増改築又は新たに設置するために要する経費

- (ア) 休憩室(保育室等も含む)
 - (イ) 食堂
 - (ウ) 更衣室・シャワー室
 - (エ) 洋式トイレ(手洗い場合む)
- ②上記の取組みに付随する、10万円以上(税抜)の空調設備や照明設備の新設または改設のための購入費
- ③上記①+②の合計額として20万円以上の事業を実施すること
- ④交付決定日以降に、発注、契約、納品、支払い(前払含む)等を実施した経費
- ⑤その他、桑名商工会議所が当補助金の目的の達成に相当と認める経費

【具体例】

- ◆従業員同士が十分にコミュニケーションを取れるような、休憩室や食堂の整備(壁・床の改修を含む省エネルギーの空調設備や照明設備も可能です)
※ただし、空調設備や照明設備の改修は10万円以上(税抜)に限ります。
- ◆身体的な負担を軽減でき、清潔で衛生的な洋式トイレへの改修や、ウォシュレット機能や脱臭機能などの快適な機能の追加設備の設置
- ◆性別を問わず安全に利用できるようプライバシーの確保に配慮した更衣室やシャワー室の整備
- ◆育児中の従業員への配慮に向けた保育室等の設置

【補助対象外経費】

下記のア～チに示すように、経常的な経費、支出証拠書類により支払ったことを明確に示せない経費、その他本補助事業に直接関わらない経費や公金の使途として社会通念上適切でない経費は補助対象外とします。(※人件費・旅費・消耗品などは対象外です。)

- ア 補助事業の目的に合致しないもの
- イ 必要な経費支出関係の書類を用意できないもの
- ウ 交付決定日以前に、発注、契約、納品、支払い(前払含む)等を実施したもの
- エ 自社内部の取引及びそれと同等と認められる取引によるもの
- オ オークションによる購入(インターネットオークションを含む)
- カ 役員報酬、直接人件費
- キ 駐車場代や事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水道費
- ク 不動産(土地・建物)の購入・取得費、車検費用
- ケ 税務申告、決算書作成等のために税理士、公認会計士等に支払う費用および訴訟等のための弁護士費用
- コ 金融機関などへの振込手数料(ただし、発注先が負担する場合は補助対象とする。)

代引手数料、インターネットバンキング利用料、インターネットショッピング決済手数料等

サ 収入印紙・公租公課

シ 各種保証・保険料・保守料

ス 借入金などの支払利息および遅延損害金

セ 商品券・金券の購入費、仮想通貨・クーポン・（クレジットカード会社等から付与された）ポイント・金券・商品券での支払い、自社振出・他社振出にかかわらず小切手・手形での支払い、相殺による決済

ソ 各種キャンセルに係る取引手数料等

タ 補助金応募書類・実績報告書等の作成・送付・手続きに係る費用

チ 上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費

（３） 補助金額等

○補助率：補助対象経費の１／２以内

○補助金額：１０万円（下限）～３０万円（上限）※税抜

※補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

4 申請手続きの概要

（１）公募期間

令和７年１０月 ２日（木） ９時００分から

令和７年１１月１４日（金）１６時００分まで

※本申請受付開始： 令和７年１０月１４日（火）１０時００分より

事前確認申込受付期間： 令和７年１０月 ２日（木） ９時００分から
令和７年１０月３１日（金）１６時００分まで

ア 本申請をされる方は、必ず次項(2)事前相談(3)事前確認の申込をしてください。

イ 内容に応じて、現地調査をする場合があります。

ウ 事前確認申込にて補助事業の内容を確認いたします。事前確認の時点は採択ではありません。その後、事業確認完了のメールをお送りしますので必要書類等を揃え本申請フォームに入力してください。**本申請の電子申請フォーム URL は事前確認完了のメールに添付してお知らせします。**

エ 本申請を受けて書類審査を行い、不採択あるいは減額となる場合があります。

オ 同一事業者からの応募は、１回のみとなります。なお、１事業者で２以上の申請はできません。２以上申請された場合は、全ての申請を受付けしません。

また、第１回採択事業所の方は申請できません。

カ 本申請の受付は、予算額の到達に伴い早期に申請の受付を締め切る場合があります。

(2) 事前相談

- ・ 制度に関する相談は、

桑名商工会議所 補助金担当(電話：0594-41-5535)にご連絡ください。

- ・ 社外代理人が相談することはできません。

- ・ 窓口の場合は事前予約が必要です。各相談窓口へ予約をしてください。

窓口相談の予約がない場合は、お待ちいただいたり、日を改めさせていただくことがあります。

【事前相談時間】

月曜日から金曜日の9時から正午まで・13時から16時まで

(祝日、年末年始を除く)

- | | |
|----------------|-----------------|
| ・ 桑名商工会議所 | 電話：0594-41-5535 |
| ・ 桑名三川商工会 多度本所 | 電話：0594-48-2627 |
| ・ 桑名三川商工会 長島支所 | 電話：0594-42-3111 |

(3) 事前確認の申込書類・申込先等

事前確認の申込は、次の【特設サイト】による電子申請のみです。

※持参・郵送・FAX・電子メールによる申請は受け付けられません。

事前確認申込受付期間：令和7年10月 2日(木) 9時00分から
令和7年10月31日(金) 16時00分まで

※本申請をされる方は必ず事前確認の申込をしてください。基本情報・事業内容・予算等、必要事項を申込サイト上に入力してください。

※内容に応じて、現地調査をする場合があります。

※事前確認申込にて補助事業の内容を確認いたします。その後、事前確認完了のメールをお送りしますので必要書類等を揃え本申請フォームに入力してください。

(本申請の電子申請フォーム URL は事前確認完了のメールに添付してお知らせします。)

**【桑名市人材確保支援事業(働きやすい環境整備・物価高騰対策)補助金
事前確認の電子申込フォーム】**

【URL】

<https://business.form-mailer.jp/fms/23a91155309968>

※右記QRコードを読み取っていただいても申込フォームに入ることができます。



(4) 本申請に必要な申請書類

※本申請の電子申請フォーム URL は事前確認完了のメールに添付してお知らせします。

申請書類は、以下の①～⑭についてデータにて提出してください。

申請書類の様式は桑名商工会議所ホームページからダウンロードしてください。

なお、提出された申請データは、本補助金の審査のためにのみ使用し、返却しませんのでご了承ください。また、内容について問い合わせする場合がありますので必ず申請データを整理して備えてください。

※本申請の受付は、予算額の到達に伴い早期に申請の受付を締め切る場合があります。

※申請書類等様式、記入例等は、桑名商工会議所ホームページより取得できます。

書類名		提出ファイル形式	
①	第 2 回桑名市人材確保支援事業（働きやすい環境整備・物価高騰対策）補助金 交付申請書（様式第 1 号）	WORD ※ファイル名を「事業所名」に変更してください	
②	事業計画書（様式第 2 号）		
③	収支予算書（様式第 3 号）		
④	提出書類チェックリスト（別紙 2）		
⑤	誓約書兼同意書（別紙 1）	P D F または画像	
⑥	見積書 ※2 者以上の徴取した見積書（事情により 1 者のみの場合は選定理由書を添付してください）	P D F または画像	
⑦	工事施設の工事前の位置図、配置図及び平面図の写し・写真及び 工事後の予定平面図		
⑧	工事施設の建物登記簿謄本、又は固定資産税納税通知書の課税明細書（該当する土地の所有地が記載されているもの）の写し		
⑨	建物を賃借している場合は、賃貸借契約書の写し		
⑩	賃借した建物を改築する場合は、改築承諾書の写し		
⑪	申請事業所の市税完納証明書の写し（6 カ月以内に発行のもの）		
⑫	法人事業所の場合：履歴事項全部証明書の写し（6 カ月以内に発行のもの） 個人事業所の場合：代表者の住民票抄本の写し（6 カ月以内に発行のもの、マイナンバー、本籍地の記載は不要）		
⑬	雇用保険の被保険者証（2 名分以上）		
⑭	選定理由書（別紙 3）	WORD	

受付できる **1 ファイル容量**は最大で「**1 0 MB**」までとなりますので、送付いただく前にファイル容量をご確認ください。なお、1 ファイル当たり 1 0 MB を超える容量を送っていただいた場合、受付できない場合があります。

※申請書ファイルが1 0 MBを超えてしまう場合

申請フォームで送付できなかったデータは、できる限り ZIP ファイルなどデータを圧縮していただき、下記アドレスへ送付してください。

送付先メールアドレス：[kyousou@kuwanacci.or.jp](mailto:kyouso@kuwanacci.or.jp)

※注意：申請書類のデータを全て送付することの無いようにしてください。

データを全て送付された場合は、申請を受け付けしませんのでご注意ください。

※添付ファイルが多い場合など電子申請にお困りの場合はお問い合わせください。

※画像データは、文字や数値が明確に見えるようにしていただき、「jpeg」または「PNG」形式で提出してください。

※**本申請にあたっては提出書類の完備を以て受付完了とします。**

※このほかにも提出書類が追加で必要な場合がありますので、予めご了承ください。

（５）その他申請に関すること

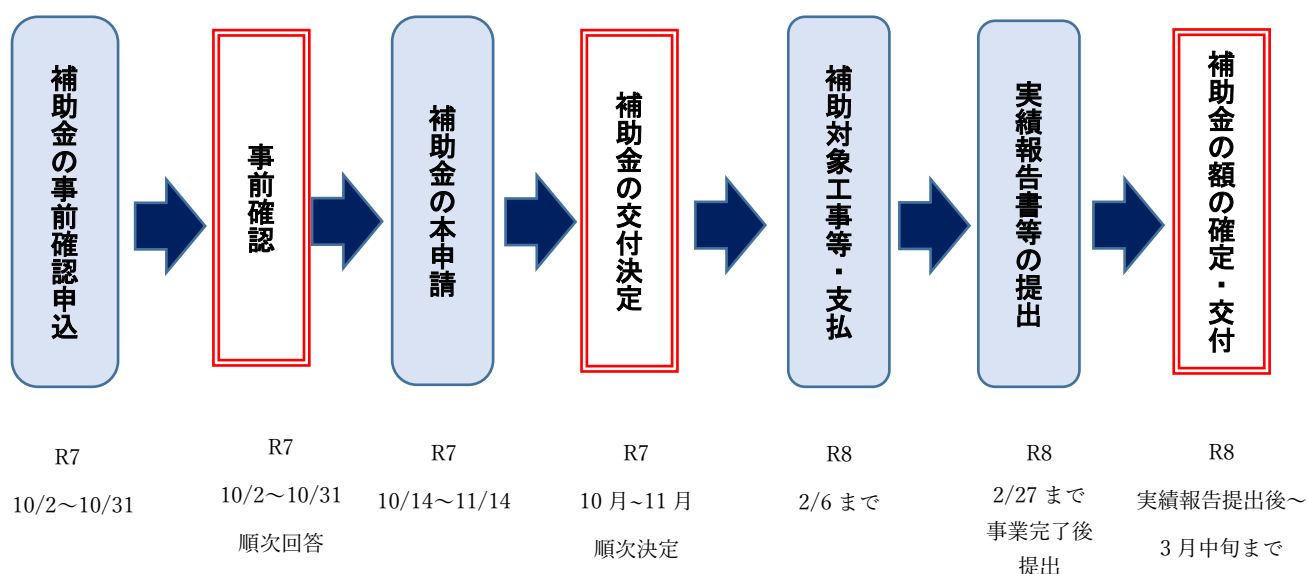
①審査予定、審査方法

- ・審査は、本申請書を受理し、その内容を審査し交付の決定を行います。
- ・内容に応じて、現地調査をする場合があります。

②審査結果の通知

- ・審査を実施し採択・不採択を決定後、速やかに結果を通知します。
- ・申請者全員に「交付決定通知書」または「不採択通知書」の文書を郵送します。
- ・予算の都合等で交付決定額が申請希望額より減額される場合があります。
- ・審査の結果、不採択となる場合があります。
- ・審査の可否、内容についてのお問い合わせには一切応じられません。

③申請から補助金支払いまでの流れ



※実績報告書等の受付順に補助金の額の確定・交付を行いますので、実績報告書等の早期提出をお願いいたします。

申請事前準備	・募集要領、事前確認の申込、本申請書類、記入例は本ページ内よりダウンロードしてください。 ・記入例を参考に申請書をご自身で作成ください。 「補助金制度の概要」に関するお問い合わせは、 補助金担当 TEL:0594-41-5535(専用ダイヤル)までお問い合わせください。 ※ 土日・祝日を除く平日の9時から16時まで(昼休みを除く)
事前確認申込	補助金の本申請には、事前確認の申込が必要です。 https://business.form-mailer.jp/fms/23a91155309968 必要事項を入力して事前確認申込を行ってください。
事前確認	事前確認申込受付後、書類確認等を行い、本申請の電子申請フォーム URL を添付した事前確認完了のメールをお送りいたします。
補助金の本申請	所定の様式(様式第1~3号)を作成して本申請を行ってください。 申請は補助対象事業所1社あたり30万円を限度とします。
補助金の交付決定	本申請受付後、審査を行い、採択者には交付決定通知書(様式第4号)をお送りします。
補助対象設備の工事・支払	交付決定通知書を受領後、対象設備等の工事や支払いなど事業を進めてください。 補助対象事業実施期間内に支払いを済ませてください。 交付決定通知書が届くまでは事業に着手しないでください。

実績報告書等の提出	支払完了後 30 日以内に、実績報告書等を提出してください。
補助額の確定	実績報告書の確認を行い、補助金の金額を確定します。
補助金の交付	実績報告書記載の補助金振込先銀行に、補助金の交付を行います。

5 事業実施

① 補助対象事業実施期間

交付決定日から令和 8 年 2 月 6 日（金）まで

当該期間において発注・契約・工事・支払を完了する必要がある、これらのいずれか一つでも**当該期間の前、もしくは後になった場合は、補助対象事業として認められません。**

② 変更

事業実施にあたっては、桑名商工会議所、桑名三川商工会の支援を受けながら行ってください。また、外部環境の変化等により、当初の計画を変更（軽微な変更を除く。）しようとするときは、桑名商工会議所 補助金担当（0594-41-5535）に相談の上、速やかに変更申請書（様式第 5 号）を提出し、承認を受けなければなりません。

申請様式 ※申請書類等様式、記入例等は、桑名商工会議所ホームページより取得できます。

	書類名	提出ファイル形式
①	第 2 回桑名市人材確保支援事業（働きやすい環境整備・物価高騰対策）補助金 申請書（様式第 1 号）	WORD ※ファイル名を「事業所名」に変更してください
②	事業計画書（様式第 2 号）	
③	収支予算書（様式第 3 号）	
④	変更（中止）交付 申請書（様式第 5 号）	
⑤	第 2 回桑名市人材確保支援事業（働きやすい環境整備・物価高騰対策）補助金 実績報告書（様式第 8 号）	
⑥	事業実績書（様式第 9 号）	
⑦	収支決算書（様式第 10 号）	
⑧	誓約書兼同意書（別紙 1）	WORD
⑨	提出書類チェックリスト（別紙 2）	
⑩	選定理由書（別紙 3）	

6 事業報告

対象事業を実施・取得等し、かつ支払い完了後30日以内に実績報告書を提出してください。

① 最終実績報告書提出期限

令和8年2月27日（金） 16時00分まで

※期限までに実績報告書類が提出されない場合は、補助金の交付をいたしません。

② 提出書類 ※提出書類等様式、記入例等は、桑名商工会議所 HP より取得できます。

	書類名	提出ファイル形式
①	第2回桑名市人材確保支援事業（働きやすい環境整備・物価高騰対策）補助金 実績報告書（様式第8号）	WORD ※ファイル名を「事業所名」に変更してください
②	事業実績書（様式第9号）	
③	収支決算書（様式第10号）	
④	総費用の領収書等支払いを証するものの写し	PDFまたは画像
⑤	工事施設の工事实施後の平面図	
⑥	工事施設の建物外観、工事实施個所並びに補助対象となる施設の正面及び室内の写真	
⑦	その他必要とする書類	
⑧	補助金振込先通帳等のコピー	

7 補助事業者の義務

補助事業者は、以下の条件を守らなければなりません。

- （1）『第2回桑名市人材確保支援事業（働きやすい環境整備・物価高騰対策）補助金交付要綱（※）』を遵守するとともに、善良な管理者の注意をもって補助事業を実施しなければなりません。

※桑名商工会議所ホームページから確認できます。

- （2）不正または虚偽による補助金の受給があった場合、または、補助金の交付決定の内容もしくはこれに付した条件又はその他法令に違反したときは、補助金の返還を求めます。
- （3）交付決定を受けた後、経費の配分や内容の変更をしようとする場合、又は本事業を中止、廃止しようとする場合は、事前に承認を得なければなりません。また変更の場合は、変更承認の通知を受け取った日以降でなければでなければ、変更に係る事業の実施（発注・契約等）はできません。

- (4) 発注先（委託先）の選定にあたっては、可能な限り桑名市内の事業者を含む2者以上から見積書を徴取してください。（事情により1者のみの場合は選定理由書を添付してください）
- (5) 本事業を完了したときは、その日から起算して30日を経過した日、又は、令和8年2月27日（金）16時00分のいずれか早い日時までに、事業実績報告書を提出する必要があります。
- (6) 代表者、及び法人の場合はその役員（業務を執行する役員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役、又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者）が、三重県の交付する補助金等からの暴力団等排除措置要綱の別表に掲げる一に該当することが判明した場合は、交付決定後であっても交付決定を取り消します。
- (7) 本事業の進捗状況確認のため実地検査に入ることがあります。その際、事業計画に見合った成果が見込めないと認められる場合は、補助金の交付の決定を取り消すことがあります。
- (8) 補助事業により取得した財産等は、管理台帳を整備保管するとともに、管理してください。また、処分等する場合には、制限があります。
- (9) 物品の購入や発注は可能な限り桑名市内の事業者を活用してください。

8 問合わせ先

【問い合わせ先】

〒511-8577 三重県桑名市桑栄町1番地1

桑名商工会議所 補助金担当

電話/FAX：0594-41-5535（専用）

※お問い合わせは土日・祝を除く平日の 9時から正午まで・

13時から16時まで

E-mail：kyousou@kuwanacci.or.jp

桑名商工会議所ホームページ：<https://www.kuwanacci.com>